

生活指導上のお願い

陽春の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は本校教育推進にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、生徒への生活指導については、自他の生命を尊重する態度の育成と規範意識の醸成を図るとともに、生徒の思いや悩みをじっくり聞きとる教育相談的な対応と、個に即した指導の充実に努めたいと考えております。また「人として許されない行為」「法律に反する行為」についても毅然とした態度で対応し、将来の社会の担い手として基本的な社会規範を身につけさせたいと考えております。

つきましては、下記の点について学校の方針をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 学校内で不審者を発見した場合は、教職員が対応し、状況により警察へ通報し、生徒の安全を確保します。
2. 平成15年から生徒が警察に検挙・補導された場合、警察から学校へ連絡する『学校連絡制度』が制定され、平成21年度から双方向での連絡を取り合う制度に変わりました。
次の行為、またはそれに類する行為があった場合には保護者への連絡と同時に、草津市教育委員会、および関係機関（警察、少年センター、中央子ども家庭相談センターなど）に連絡し、連携して指導にあたります。
 - ①火遊び、薬物使用等のたいへん危険な行為
 - ②暴力行為（生徒間暴力・対教師暴力）
 - ③校舎破壊・器物破損行為
 - ④刃物など凶器等を持ち歩くような危険行為
 - ⑤喫煙や万引きなどの触法行為
 - ⑥家出・無断外泊・深夜徘徊
 - ⑦携帯電話やSNS等に関連した触法行為
3. 校舎破壊や器物破損等については、原則として修繕費を保護者に全額負担していただきます。
4. 喫煙、授業のエスケープ、授業の妨害、服装や頭髪の違反をする生徒には、まず教職員が指導しますが、改まらない場合は保護者に来校していただき、協力をお願いします。
（「煙草」「ライター」その他、所持すべきでない物品は、見つけ次第学校で預かり、保護者に直接返却します。）
5. スマートフォン等の学校生活に必要なものについては、学校に持っていかないように、指導をお願いします。また、SNS・インターネット等の危険性についてお話しいただくと共に、使用の際のルールを決めるなど、安全な使い方をご家庭でお考えください。さらに、使用する場合の「責任」につきましても十分ご指導いただきますようお願いいたします。なお、本校では、平成27年度に生徒会が中心となり、玉中スマホルールを制定し、平成28年度に改定しています。
また、フィルタリングサービスを設定していただき、万一お子さんが被害に遭うことがありましたら、すぐ警察に届け出るとともに学校にも連絡をお願いします。

上記以外にも、問題となる行動があったときは、自らの言動を振り返り、考える時間を持ちながら家庭と学校が足並みを揃えて指導していきたいと考えております。

また、お子様の気になる様子等、お気づきのことがありましたらお知らせいただき、お子様の健全な成長のために、よりよい指導、連携を図りたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願いたします。